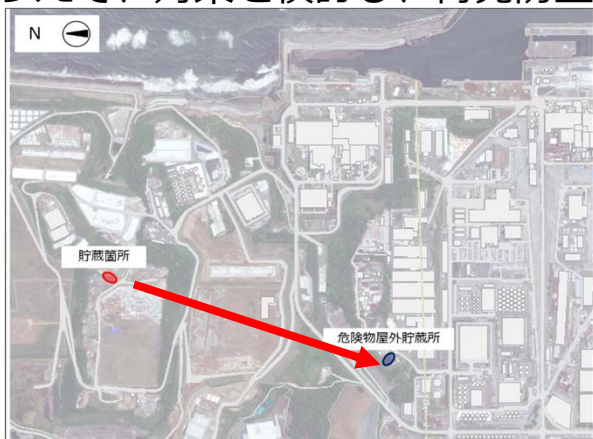


福島第一原子力発電所 重機からの抜油作業における 危険物の貯蔵に関する届出および許可申請の未実施について

< 参 考 資 料 >
2 0 2 1 年 4 月 9 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

【概要】

- 発電所北側土捨て場の資材ヤードにおいて、協力企業作業員が現場で使用しなくなった重機（6台）からの燃料抜き取り作業を2021年3月10日から4月2日まで実施しました。
本来、第4類第2石油類の1日に指定数量（1,000L）の1/5以上を取扱う場合においては、火災予防条例で定められている届出が必要でしたが、未届けのまま1日に指定数量（1,000L）を1/5以上を超える軽油の抜油を行っていたことを4月7日に当社社員が確認しました。
- また、本来、危険物を一時貯蔵する際には、消防法で定められている危険物貯蔵所の許可申請が必要になりますが、3月22日から4月8日までの間、第4類第2石油類に指定数量（1,000L）を超える量（抜油した軽油2,340L）の危険物を貯蔵していたことも4月7日に当社社員が確認しました。
- なお、抜油した軽油はドラム缶13本に収納し、3月10日から4月8日まで当該ヤードへ保管しており3月22日から4月8日までの間、当該ヤードにおいて指定数量を超えて貯蔵しておりましたが、4月8日に構内の危険物屋外貯蔵所へ全量運搬しております。
- 発電所構内における同種作業の管理状況について、改めて確認するとともに、速やかに原因を調査したうえで、対策を検討し、再発防止に努めてまいります。



【保管場所】



【軽油搬出後の資材ヤードの状況】